第明治二十五種郵便物認可三十一日

⑵　競争参加資格要件

①　単体の場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,600点以上の土木工事と1,350点以上のＰＣ橋上部工工事の両方を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,600点以上（土木工事）及び1,350点以上（ＰＣ橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事と1,150点以上のＰＣ橋上部工工事の両方を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）及び1,150点以上（ＰＣ上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事又は1,150点以上のＰＣ橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）又は1,150点以上（ＰＣ上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された共同企業体

⑷　平成12年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、求める実績１、求める実績２及び求める実績３に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

㋐　同種工事（下記⒜、⒝、⒞を必要とする。）

⒜　片持張出し架設工法により架設した最大支間長110m以上あるＰＣ箱桁橋の工事

⒝　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）40m以上のコンクリート橋脚の新設工事

⒞　大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長25m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

㋐　同種工事（下記⒜、⒝、⒞を必要とする。）

⒜　片持張出し架設工法により架設した最大支間長55m以上あるＰＣ箱桁橋の工事

⒝　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）20m以上のコンクリート橋脚の新設工事

⒞　大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合

㋐　経営事項評価点数1,150点以上のＰＣ橋上部工工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員（下記⒜を必要とする。）

⒜　片持張出し架設工法により架設した最大支間長110m以上あるＰＣ箱桁橋の工事

㋑　経営事項評価点数1,300点以上の土木工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員（下記⒝、⒞を必要とする。）

⒝　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）40m以上のコンクリート橋脚の新設工事

⒞　大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長25m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

④　特定建設工事共同企業体（乙型（施工分担部分を出資比率により分担する場合））を構成する場合の施工分担部分の代表者以外（ＰＣ橋上部工工事1,150点以上、土木工事1,300点以上）

⒜　特定建設工事共同企業体（乙型（施工分担部分を出資比率により分担する場合）で施工する場合は、上記③特定建設工事共同企業体（乙型）の場合の該当する工事実績を有すること。ただし、担当する工事範囲を出資比率で分担する場合において施工分担部分の代表者以外については②の施工実績を有すること。

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

・基礎工工事に関する工事経験を有する技術者は、基礎工工事の稼働している期間：平成29年８月から平成31年10月を予定

・下部工工事に関する工事経験を有する技術者は、下部工工事の稼働している期間：平成29年８月から平成32年１月を予定

・ＰＣ上部工工事に関する工事経験を有する技術者は、ＰＣ上部工工事の稼働している期間：平成30年12月から平成32年10月を予定

①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。

③　現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の経験を有すること。なお、同種工事の項に揚げる各工事の施工実績を同